令和８年（フ）第５９号
山形県鶴岡市湯野浜一丁目９番28―905号
シーサイドマンション鶴屋
債務者　堀　　拓也
1　決定年月日時　令和８年10月６日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年12月１日まで
山形地方裁判所鶴岡支部

令和８年（フ）第２２４４号
神奈川県茅ヶ崎市本村１丁目２番29号　亜パレス202
債務者　浅野　　幸
1　決定年月日時　令和８年10月５日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年12月１日まで
横浜地方裁判所第３民事部

令和８年（フ）第２３２２号
神奈川県茅ヶ崎市平和町５番11号　モデナビル302
債務者　生江　　愛
1　決定年月日時　令和８年10月５日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年12月１日まで
横浜地方裁判所第３民事部

令和８年（フ）第５７号
新潟県妙高市諏訪町２丁目７番９号、前住所新潟市東区臨港１丁目４番６号　パサージュⅡ　101号
債務者　青木　倫一
1　決定年月日時　令和８年10月６日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年12月１日まで
新潟地方裁判所高田支部

令和８年（フ）第６４号
新潟県上越市国府１丁目７番８号
債務者　岩片　一芳
1　決定年月日時　令和８年10月６日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年12月１日まで
新潟地方裁判所高田支部

令和８年（フ）第３４１号
静岡県伊東市八幡野1264番地の14
債務者　石井　　修
1　決定年月日時　令和８年10月６日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年12月１日まで
静岡地方裁判所沼津支部民事部破産係

令和８年（フ）第２５５号
香川県高松市上天神町249番地３　シャンス・ヴィラージュⅡ　103号
債務者　佐々木沙也加
1　決定年月日時　令和８年10月６日午前９時30分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年12月１日まで
高松地方裁判所民事部破産・再生係

令和８年（フ）第２５６号
香川県高松市上天神町249番地３　シャンス・ヴィラージュⅡ　103号
債務者　佐々木博崇
1　決定年月日時　令和８年10月６日午前９時30分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年12月１日まで
高松地方裁判所民事部破産・再生係

令和８年（フ）第２８４号
香川県高松市香南町西庄65番地８
債務者　山本　正信
1　決定年月日時　令和８年10月６日午前９時30分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年12月１日まで
高松地方裁判所民事部破産・再生係

令和８年（フ）第２８８号
香川県高松市寺井町1328番地　県営住宅一宮団地６棟206号室、住民票上の住所香川県高松市飯田町697番地16
債務者　宮武　勇太
1　決定年月日時　令和８年10月６日午前９時30分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年12月１日まで
高松地方裁判所民事部破産・再生係

令和８年（フ）第３６５号
代替住所Ａ（旧住所　鹿児島県枕崎市大塚南町108番地）
債務者　野田英美理
1　決定年月日時　令和８年10月２日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年12月１日まで
鹿児島地方裁判所民事第３部破産係

令和８年（フ）第４０１号
鹿児島市武２丁目44番43号　ラ・メゾン鹿児島中央108号、前住所鹿児島市和田１丁目48番８号エバンジェル102号
債務者　佐々木公平
1　決定年月日時　令和８年10月２日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年12月１日まで
鹿児島地方裁判所民事第３部破産係

令和８年（フ）第４１８号
鹿児島市皷川町５番41―1012号
債務者　山下　文博
1　決定年月日時　令和８年10月２日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年12月１日まで
鹿児島地方裁判所民事第３部破産係

令和８年（フ）第４２４号
鹿児島市吉野町8911番地25　グループホームリゾン、前住所鹿児島市大明丘３丁目51番５号
債務者　濵田　治央
1　決定年月日時　令和８年10月２日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年12月１日まで
鹿児島地方裁判所民事第３部破産係

令和８年（フ）第５１号
鹿児島県大島郡瀬戸内町大字久慈62番地２
債務者　昌谷　優香
1　決定年月日時　令和８年10月２日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年12月１日まで
鹿児島地方裁判所名瀬支部２係

令和８年（フ）第４９３号
愛知県岡崎市六名本町10番地３　ラフィーネ六名　301、従前の住所愛知県岡崎市上六名４丁目５番地９　パークサイド三島　Ｂ―311
債務者　高橋　澄恵
1　決定年月日時　令和８年10月５日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年12月２日まで
名古屋地方裁判所岡崎支部破産係